

## 家畜受精卵生産等委託契約約款条項例 及び 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵譲渡契約約款条項例 説明書

### 第1 総論

#### 1 目的

和牛は、我が国において、家畜改良機関や生産者の長年の努力によって改良してきた我が国固有の財産であり、このような認識の下、農林水産省では、学識経験者、畜産関係団体等から構成する「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を開催し、和牛遺伝資源の流通管理の適正化について検討を行って参りました。同検討会の令和元年7月の中間とりまとめにおいては、

「和牛の遺伝資源を取引する際には、適切な品質管理を前提に利用許諾条件を設定した契約（利用許諾契約）を締結することにより情報財としての価値を保護する慣行を現場に普及・定着させることが効果的である」という見解とともに、「さらに、契約による保護が全国レベルで浸透するよう、国により契約のひな型を準備するなどした上で、国や都道府県、関係団体等が周知徹底を図るべきである」ことが示されました。

また、家畜遺伝資源に係る利益の保護や公正な競争を確保するため、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」（令和2年法律第22号）が制定され、令和2年10月に施行されました。同法附則第3条において、

「この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」こととされ、農林水産省では、学識経験者、畜産関係団体等から構成する「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会」を開催し、令和7年6月に検討結果をとりまとめました。とりまとめにおいては、「家畜受精卵については、譲渡契約等の主体となる所有者を明確にして推進することが重要である」、「不正競争行為への抑止力を高めるため、譲渡契約の他、省令に定められた『契約約款の条項のインターネットでの公表』、『家畜人工授精用精液証明書等への使用制限の記載』、『ストローへの「(R)」表示』の手法とその意義を再周知し、利用制限が付された家畜遺伝資源であることを流通の各段階において認識できるよう取組を推進する必要がある。具体的には、契約約款例に、当該契約約款の対象となる家畜遺伝資源にはストローへの「(R)」表示がなされている旨を記載するなど、複数の行為を組み合わせた取組事例を示すことが効果的である。」等が示されたところです。

これらを踏まえ、この2種の契約約款条項例は、開発改良の成果物である和牛の遺伝資源（精液及び受精卵）の知的財産的価値（以下「和牛ブランド価値」と言います。）の保護を図る観点から、当該和牛ブランド価値の保有者がその提供・利用範囲を設定することによって、保有者の利益を侵害するような不正な利用・流出を抑止し、その価値に見合った正当な対価を得られる仕組みを提供するとともに、その普及や利活用を妨げることがないように、和牛ブランド価値の保護と利活用のバランスを考慮し、円滑な取引を可能と

する仕組みを提供しようとするものです。

具体的には、次のとおりです。

### (1) 家畜受精卵生産等委託契約約款（条項例 A）

ある和牛ブランド価値を生じさせている和牛の遺伝資源が生産されたとき、その所有者が誰であるかは、当該遺伝資源の生産に関与した当事者間の合意により決定されます。

1頭の雄牛から採取される精液と異なり、受精卵は、その生産につき精液のほか、方法により家畜体内受精卵を生産するために用いる雌牛、とたい由來の卵巣などが必要となり、様々な関係当事者が想定されるため、受精卵の生産委託の際、生産された受精卵の所有権の帰属を予め取り決めておく必要があり、その合意内容は書面化しておくことが望ましいと考えます（別添3「家畜遺伝資源の生産段階における所有者の類型と譲渡契約の関係」注1参照）。

家畜受精卵生産等委託契約約款（条項例 A）は、受精卵の生産委託契約の当事者間で、生産された受精卵の所有権の帰属及びその取扱いに関するルールを定め、これについて合意・契約する手続きを、受精卵生産の委託者・受託者間で実施できるようにするものとして、標準的な規定の例を示しています。

### (2) 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵譲渡契約約款（条項例 B）

和牛の精液及び受精卵（以下「精液等」といいます。）は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）により、家畜人工授精所において保存されたものでなければ第三者に譲渡することはできません（別添3「家畜遺伝資源の生産段階における所有者の類型と譲渡契約の関係」注2参照）。

家畜人工授精用精液又は家畜受精卵譲渡契約約款（条項例 B）は、精液等を第三者に譲渡するに際し、譲渡者が家畜人工授精所の開設者等であることを表明し保証すること、精液等を国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産にのみ用いなくてはならないこと等の一般的なルールを定めています。これについて合意・契約する手続きを譲渡者・譲受者間ごとに実施し、当該契約の締結以降は、上述の一般的なルールがその後の取引に及ぶこととして、売買等の取引の度に手続きを改めて行うことが不要となるようにするものとして、標準的な規定の例を示しています。

## 2 契約の当事者

これらの契約約款条項例は、基本的に、これらに類する契約約款を、精液等を生産・譲渡する者（具体的には、精液等を生産・販売する供卵牛の飼養者や家畜人工授精所の開設者等）が定めることを想定しております。

また、これらの契約約款条項例は、精液等を生産し、譲渡し（有償、無償を問わない）、利用（家畜人工授精用精液にあっては雌牛への注入又は体外授精、家畜受精卵にあっては雌牛への移植）する者を契約の当事者とし、それぞれの義務を規定しているものとなっております。なお、運送等の役務の

提供者が契約の当事者となることは想定しておりません。

### 3 留意点

実際の契約における規定は、契約自由の原則の下、当事者の判断によって決定されるものであり、これらの契約約款条項例が個別具体的の取引における契約条件を拘束するものではありませんが、これらの契約約款条項例は、和牛ブランド価値の保護と利活用のための標準的な規定の例を示したものです。

また、第2の逐条解説は、一般的な解釈を運用の参考として示すものであり、契約の原則として疑義は当事者間の協議等の上、合意された解釈を採用する余地があるとともに、当然のことながら、この契約約款条項例に規定していない事項については、当事者間の協議や個別の取り決めによるところとなります。

## 第2 逐条解説

### 1 家畜受精卵生産等委託契約約款（条項例A）

#### 第1条 総則

- 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守して、信義を守り、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びそれらの交雑種の牛をいう。）に係る家畜受精卵（以下「受精卵」という。）の生産等委託契約（以下「本委託契約」という。）については、同契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。
- 甲及び乙は、本委託契約を締結するに際し、同契約書にこの約款が適用される旨を定め、又は本委託契約が書面で締結されない場合は、この約款末尾の同意欄に甲乙署名の上各自保管するものとする。

#### 【第1項】

本条第1項は、この約款が、受精卵の生産委託契約に基づき生産された受精卵の所有権の帰属及びその取引に関するルールを定めるものであって、受精卵の生産を委託する者（委託者：甲）及び受託する者（受託者：乙）は、この約款の規定に基づき、契約を履行する義務を負うことを定めるものです。

「日本国の法令」とは、法令一般を指すものですが、基本的には、家畜改良増殖法、家畜伝染病予防法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律等、精液等の取扱いに関する法令や、商取引に関する法令を念頭に置くものであり、それらの法令や信義則に違反した場合も契約の違反たり得るものとしています。

「同契約書に定めるもののほか……」とは、個別の取引において特別な契約

を取り交わすことを必須とするものではありませんが、取り交わされている場合には、当然、当該契約に従うべきであることを前提として、当該契約で定めた事項に「加えて」、この約款で定める、受精卵の生産委託における成果物たる受精卵の所有権の帰属及びその取引に関するルールにも従う義務を負うという意味です。

## 【第2項】

本条第2項は、受精卵生産委託契約の当事者が、この約款に従うという本条第1項の合意を書面化するものです。この「書面」とは、紙に印刷・記入されたものだけでなく、電磁的に作成ないし保存されたものも含まれます。

当事者間において受精卵生産委託契約を別途締結する場合には、当該契約書に、当該生産委託に関してこの約款が適用されることを一つの条項として定めることにより、当該契約の合意内容としてこの約款に従う義務が双方に課されます。受精卵の生産委託契約が書面で締結されない場合には、この約款末尾の署名欄に両当事者が署名することで、両当事者がこの約款に従うことについて合意したことと証する書面として利用することができます。

### 第2条 当事者

1. 甲は、受精卵の生産・保管の委託にあたり、以下について表明し、保証する。
  - 受精卵又は未受精卵を採取する雌牛（供卵牛）の飼養者である。
  - 上記以外の者である。（具体的に記載：）
2. 乙は、受精卵の生産・保管の受託にあたり、以下について表明し、保証する。
  - 獣医師である。
  - 家畜人工授精師である。
  - 家畜人工授精所の開設者である。  
家畜人工授精所の名称：  
所在地：  
管理番号：

上記以外の者である。（具体的に記載：）

【※甲及び乙は、上記に該当するもの全てにチェックを入れ、必要事項を記載する。】

本条は、受精卵生産の委受託にあたり、相手方がどのような立場の者であるかを相互に確認し、また生産された受精卵がその後も適法・適正に取り扱われることを確認できるよう、当事者それぞれが自らの立場を表明し保証することを定めたものです。明確性及び簡便性のため、この約款では、該当するチェックボックスにチェックを入れて自らの立場を表明することができるようになっています。

## 【第1項】

第1項は、受精卵の生産・保管の委託者である甲が、どのような立場の者であるかを表明し保証するものです。甲は、受精卵又は未受精卵を採取する雌牛（供卵牛）の飼養者であれば当該チェックボックスにチェックを入れます。それ以外の者であれば、「上記以外の者である」のチェックボックスにチェックを入れ、具体的にどのような立場の者であるか（具体的には、別添3の「生産段階」に記載された獣医師や家畜人工授精師、家畜人工授精所等の未受精卵の採取者や卵巢を採取した者が想定されますが、これらに限られるものではありません。）を記載します。

## 【第2項】

第2項は、受精卵の生産・保管の受託者である乙が、どのような立場の者であるかを表明し保証するものです。乙は、受精卵の生産が可能な立場の者であることを表明するため、該当する項目のチェックボックスにチェックを入れます。記載された項目に該当するものが無い場合、「上記以外の者である」のチェックボックスにチェックを入れ、具体的にどのような立場の者であるかを記載します。

### 第3条 所有権の帰属

甲及び乙は、本委託契約に基づき生産された受精卵の所有権につき、次のとおり帰属させることに合意する。

- 全て甲に帰属する
  - 全て乙に帰属する
  - 甲及び乙に以下のとおり帰属する
    - 甲：生産された受精卵のうち  割 /  個 /  乙に帰属する受精卵以外全て
    - 乙：生産された受精卵のうち  割 /  個 /  甲に帰属する受精卵以外全て
- 割合に応じた配分において端数が生じる場合、その端数は [  甲 /  乙 ] に帰属する。

【※甲及び乙は、上記に該当するもの全てにチェックを入れ、必要事項を記載する。】

なお、受精卵を生産後に甲又は乙から受精卵の帰属を変更する申し出があった場合には、両者で協議の上、本約款を変更できるものとする。

本条は、受精卵の生産委託契約に基づき生産された受精卵について、その所有権の帰属を定めるものです。契約時点では生産される受精卵の数が未定である

ため、この約款では、生産された受精卵のうち、甲又は乙のどちらかに全てが帰属する選択肢と、個数又は割合に応じて甲乙に帰属する数を決定する選択肢を記載しています。個数又は割合に応じて甲乙に帰属する数を決定する選択肢では、以下のような例が想定されます。

(例 1)

生産された受精卵のうち、1個のみ、甲が所有権を保有するものとし、それ以外の受精卵については全て乙に所有権を保有させる場合には、甲の個数のチェックボックスにチェックを入れ、「1個」と記入し、乙の「甲に帰属する受精卵以外全て」のチェックボックスにチェックを入れます。

この場合、生産された受精卵が7個だった場合、甲に所有権が帰属する受精卵は1個、乙に所有権が帰属する受精卵は6個となります。

(例 2)

生産された受精卵を甲：乙 = 5 : 5 で分けることとし、端数が生じた場合には乙にその所有権を帰属させる場合には、甲乙それぞれの割合のチェックボックスにチェックを入れ、それぞれ「5割」と記入し、端数の帰属を決める場所の乙のチェックボックスにチェックを入れます。

この場合、生産された受精卵が7個だった場合、甲に所有権が帰属する受精卵は3個、乙に所有権が帰属する受精卵は4個となります。

なお、受精卵については、想定よりも多く生産できた又は想定よりも品質が良くないものが多かった等により、甲乙に帰属する個数又は割合を変更させる可能性があります。その場合は、両者が協議の上、合意できた場合は、甲乙に帰属する個数又は割合を変更することができる旨記載しています。

#### 第4条 国外利用及び目的外利用の禁止

1. 甲及び乙は得られた受精卵を、日本国外で利用してはならず、また、国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産以外の目的（種牛改良への利用を含み、これに限らない。）のために利用してはならない。
2. 前項に規定する日本国外での利用禁止を示すため、乙は、乙が生産した受精卵を収めた容器に、「(R)」の表示（国外への持出しの制限を表す略称）を付する。甲および乙は、当該「(R)」表示を除去又は抹消してはならない。

#### 【第1項】

本条第1項は、和牛の遺伝資源は、大正以降の鼻紋の研究をはじめとする家畜登録事業を基本として、国内の各地域の改良機関や生産者など数多くの関係者間でその精液・受精卵等を取引しながら改良を進めてきた結果確立した我が国固有の財産であることに鑑み、和牛ブランド価値を保護する観点から、その受精卵の譲渡の条件として、利用地域を日本国内に限定すること、及び利用目的を繁殖用牛又は肥育用牛の生産に限定することを、定めるものです。

受精卵における「利用」には、雌牛への移植などが含まれます。ただし、第三者への販売（譲渡）については「利用」には含まれず、第6条の定めに従う

ものとなります。

なお、本条で目的外利用として禁止されている「種牛改良」に関する利用としては、検査や学術研究なども想定されますが、甲は、本約款と別の取り決めにおいて、本条の規定にかかわらず例外的に、日本国内での検査や学術研究目的での利用を認めることができます。実務的には、検査・研究目的利用に関する約款のような一般的ルールを整備する、あるいは個別の取り決めを交わすという対応が考えられます。

## 【第2項】

本条第2項は、譲渡した受精卵が流通先においても、当該受精卵の譲渡条件として、利用地域を国内に限定することが課されていること、すなわち「国外への持出しの制限」が付されていることを明らかにするために、生産した受精卵を収めた容器への『国外への持出しの制限を表す略称「(R)」』の表示を行うことを規定するものです。

また、その後、受精卵の流通に関する関係者にも、当該受精卵の利用地域が国内に限定されていることを認識できるよう、甲乙に対し、「(R)」の表示を削除等してはならないことを規定しています。

## 第5条 品質及び在庫の管理

1. 甲及び乙は、受精卵について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないよう適切に管理しなくてはならない。
2. 甲及び乙は、受精卵について、その保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、相手方が求める場合には、当該記録を相手方に報告しなければならない。

## 【第1項】

本条第1項は、受精卵の品質の信用確保の観点から、譲渡された後にあっては、甲乙が品質の保全をすべきことを定めるものです。

「的確かつ衛生的」とは、受精卵への悪感作を防止することができる状態を指し、具体的には、家畜人工授精所の施設が備える器具・設備・構造がこれに当たるもので、元より、受精卵の保存は、家畜改良増殖法上の「処理」の行為に含まれ、家畜人工授精所において行わなくてはならないものであり、取引は基本的に家畜人工授精所を介するという法律上の前提と同等の内容です。

「和牛ブランド価値の毀損」を生じさせない適切な管理とは、窃取等の被害を予防する施錠管理、取引上の信頼の前提となる衛生管理や血統情報管理、表示管理、本約款や誓約書等の契約管理を含む流通管理、適切なトレーサビリティを担保するこれらの記録保管・管理を基本とする、不正な利用・流出を防止する管理措置を指すものです。この場合における管理措置の具体的な実施方法については、業界の適切な慣習に従うほか、甲乙で合意する水準を確認することが望まれます。

## 【第2項】

本条第2項は、第1項で定める受精卵の管理に万全を期し、契約の履行を担保する観点から、甲乙による受精卵の保存、利用、廃棄及び譲渡に関する事項の記録義務及び相手方が求める場合の当該記録の提示義務を定めるものです。

記録するべき「保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項」とは、すなわち、甲乙が所持する受精卵の「どれを（対象の特定）」、「いくつ（個数）」、保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡しているかの記録であり、甲乙が契約を遵守していることの確認に資するものです。この趣旨から、本項のために新たな記録帳簿が必ず必要というものではありません。例えば、業として受精卵の販売や移植役務の提供を行う家畜人工授精所においては、既存の取引記録や家畜人工授精簿によって受精卵の正当な所持数を明示できればよいこととなります。また、自らの飼養する雌牛に対してのみ移植するために受精卵を所有している畜産農家にあっては、受精卵の委託生産に関する記録や、移植を行った家畜人工授精師等の家畜人工授精簿によって受精卵の正当な所持数を明示できればよいこととなります。ただし、この場合にあっても、契約に特別の定めがない限り、記録及び明示の責任は当該畜産農家にあるところとなります。

## 【補足】

本条は、甲又は乙が受精卵を第三者に譲渡することを念頭において、品質に係る信用の確保や、第4条及び第6条の遵守を確認するための手続的な義務を定めるものであり、不正な利用・流出を間接的に抑制するものです。したがって、品質の保全やブランド管理、第4条及び第6条の遵守の確認について、特別の約束や手続きを必要としない場合などにあっては、これを規定せず、又は適用しないことについて別に取り決めを交わすことも考えられます。

## 第6条 第三者への譲渡

1. 甲及び乙は、受精卵の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該第三者との契約において、本約款により自らが負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない。
2. 甲及び乙は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）に違反する行為をしてはならず、自らが家畜人工授精所を開設していない場合又は家畜人工授精所に受精卵の保存を委託していない場合は、受精卵を第三者に譲渡してはならない。

## 【第1項】

本条第1項は、甲乙が、生産された受精卵を第三者へ譲渡（有償・無償を問わない）する場合に、この契約によって自らが負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなくてはならないとするものです。すなわち、要約すると、当該第三者には、

- ① 受精卵を、国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産以外に利用してはならないこと（第4条に相当）

- ② 受精卵を的確かつ衛生的に管理して品質を保全すること並びに保存、利用、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、受精卵を譲渡する者の求めに応じてこれを報告すること（第5条に相当）
  - ③ 受精卵を別の第三者へ譲渡する場合にあっては、①～④の義務を課すこと（本条第1項に相当）
  - ④ 家畜人工授精所を開設していない場合又は家畜人工授精所に受精卵の保存を委託していない場合は、受精卵を第三者に譲渡してはならないこと（本条第2項に相当）
- の義務が課されることとなります。

## 【第2項】

本条第2項は、甲又は乙が家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に違反する行為を行わない旨とともに、特に家畜改良増殖法に定める受精卵の譲渡に関する要件を満たさない場合に生産された受精卵を第三者に譲渡してはならない旨を定めるものです。すなわち、家畜改良増殖法において、甲又は乙が家畜人工授精所を開設していない者である場合又は家畜人工授精所に受精卵の保存を委託していない場合、生産した受精卵は自己の所有する雌畜等に用いることのみ認められており、第三者に譲渡することは禁止されています。

## 2 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵譲渡契約約款（条項例 B）

### 第1条 総則

1. 譲渡者（以下「甲」という。）及び譲受者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守して、信義を守り、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びそれらの交雑種の牛をいう。）に係る家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（以下「精液等」という。）の譲渡契約については、同契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。
2. 乙は、甲と精液等の譲渡契約を締結するに際し、あらかじめ、甲の定める書式により、この約款に合意した旨の書面を甲に提出しなければならない。なお、乙は当該合意を取り消すことはできない。

### 【第1項】

本条第1項は、この約款が、精液等の取引における一般的なルールを定めるものであって、精液等の譲渡者及び譲受者は、この約款の規定に基づき、契約を履行する義務を負うことを定めるものです。

「日本国の法令」とは、法令一般を指すのですが、基本的には、家畜改良増殖法、家畜伝染病予防法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律等、精液等の取扱いに関する法令や、商取引に関する法令を念頭に置くものであり、それらの法令や信義則に違反した場合も契約の違反たり得るものとし

ています。

「同契約書に定めるもののほか……」とは、個別の取引において必ずしも特別な契約を取り交わす必要はありませんが、取り交わされている場合には、当然、当該契約に従うべきであることを前提として、当該契約で定めた事項に「加えて」、この約款で定める、精液等の取引における一般的なルールにも従う義務を負うという意味です。

## 【第2項】

本条第2項は、乙に対して、この約款に従うという本条第1項の約束をした証拠となる書面の提出を、義務づけているものです。この「書面」とは、紙に印刷・記入されたものだけでなく、電磁的に作成ないし保存されたものも含まれます。

また、中間販売を介することが想定される場合などの便宜(第5条の解説を参照)を考慮すれば、実務的には、乙の書面提出に対し、甲が受領書を発行し、契約の成立を相互に証することが考えられます。

なお、乙は、本条に基づく合意を取り消すことはできず、譲渡された精液等については契約に従う義務が生じます。実質的な効力の終了は、精液等の保有を正当に終了し、第4条第2項の記録の提示等をもって、実質的に義務の履行を完了することによることが考えられます。

### 第2条 表明保証

1. 甲は、甲が以下の家畜人工授精所の開設者であること、又は乙に譲渡する精液等の保存を以下の家畜人工授精所に委託している者であることを表明し、保証する。

家畜人工授精所の名称 :

所在地 :

管理番号 :

2. 乙は、乙が以下の者であることを表明し、保証する。

家畜人工授精所の開設者である。

家畜人工授精所の名称 :

所在地 :

管理番号 :

家畜人工授精所の開設者以外の者である。

(具体的に記載 : )

【乙は、上記の該当するものにチェックを入れ、必要事項を記載する。】

本条は、精液等の譲渡にあたり、相手方がどのような立場の者であるかを相互に確認し、また譲渡された精液等がその後も適正に取り扱われることを確認できるよう、当事者それぞれが自らの立場を表明し保証することを定めるもので

す。

### 【第1項】

第1項は、譲渡者である甲が、家畜人工授精所の開設者であること、又は乙に譲渡する精液等の保存を家畜人工授精所に委託している者であることを表明し保証するものです。家畜改良増殖法において、これらの者に該当しない場合は、精液等を第三者に譲渡することは禁止されています。

### 【第2項】

第2項は、譲受者である乙が、家畜人工授精所の開設者であるか、またはそれ以外の者であるかを表明し保証するものです。明確性及び簡便性のため、この約款では、乙が自らの立場に応じて、該当するチェックボックスにチェックを入れて表明することができるようになっています。乙が家畜人工授精所の開設者でない場合、具体的にどのような立場の者であるか（例えば、「肉用牛経営」「酪農経営」など）を記載します。

## 第3条 国外利用及び目的外利用の禁止

1. 乙は、甲から譲渡された精液等を、日本国外で利用してはならず、また、国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産（国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産の用に供する家畜受精卵の生産を含む。）以外の目的（種牛改良への利用を含み、これに限らない。）のために利用してはならない。
2. 前項に規定する日本国外での利用禁止を示すため、甲は、乙へ譲渡する精液等を収めた容器に、「(R)」の表示（国外への持出しの制限を表す略称）を付する。乙は、当該「(R)」表示を除去又は抹消してはならない。

### 【第1項】

本条第1項は、和牛の遺伝資源は、大正以降の鼻紋の研究をはじめとする家畜登録事業を基本として、国内の各地域の改良機関や生産者など数多くの関係者間でその精液等を取引しながら改良を進めてきた結果確立した我が国固有の財産であることに鑑み、和牛ブランド価値を保護する観点から、その精液等の譲渡の条件として、利用地域を日本国内に限定すること、及び利用目的を繁殖用牛又は肥育用牛の生産に限定することを、定めるものです。

「利用」には、家畜人工授精用精液にあっては雌牛への注入又は体外受精、家畜受精卵にあっては雌牛への移植などが含まれます。ただし、第三者への販売（譲渡）については「利用」には含まれず、第5条の定めに従うものとなります。

なお、本条で目的外利用として禁止されている「種牛改良」に関する利用としては、検査や学術研究なども想定されますが、甲は、本約款と別の取り決めにおいて、本条の規定にかかわらず例外的に、日本国内での検査や学術研究目的での利用を認めることができます。実務的には、検査・研究目的利用に関する約款のような一般的ルールを整備する、あるいは個別の取り決めを交わすという対応が考えられます。

## 【第2項】

本条第2項は、譲渡した精液等が流通先においても、当該精液等の譲渡条件として、利用地域を国内に限定することが課されていること、すなわち「国外への持出しの制限」が付されていることを明らかにするために、譲渡者である甲自らが容器への『国外への持出しの制限を表す略称「(R)」』の表示を行うことを規定するものです。

また、その後精液等の流通に関与する関係者にも、当該精液等の利用地域が国内に限定されていることを認識できるよう、乙に対し、「(R)」の表示を削除等してはならないことを規定しています。

## 第4条 品質及び在庫の管理

1. 乙は、甲から譲渡された精液等について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないよう適切に管理しなくてはならない。
2. 乙は、甲から譲渡された精液等について、甲の定める方法において、その保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、甲が求める場合には、当該記録を甲に報告しなければならない。

## 【第1項】

本条第1項は、精液等の品質の信用確保の観点から、譲渡された後にあっては、乙が品質の保全をすべきことを定めるものです。

「的確かつ衛生的」とは、精液等への悪感作を防止することができる状態を指し、具体的には、家畜人工授精所の施設が備える器具・設備・構造がこれに当たるもので。元より、精液等の保存は、家畜改良増殖法上の「処理」の行為に含まれ、家畜人工授精所において行わなくてはならないものであり、取引は基本的に家畜人工授精所を介するという法律上の前提と同等の内容です。

「和牛ブランド価値の毀損」を生じさせない適切な管理とは、窃取等の被害を予防する施錠管理、取引上の信頼の前提となる衛生管理や血統情報管理、表示管理、本約款や誓約書等の契約管理を含む流通管理、適切なトレーサビリティを担保するこれらの記録保管・管理を基本とする、不正な利用・流出を防止する管理措置を指すものです。この場合における管理措置の具体的な実施方法については、業界の適切な慣習に従うほか、甲の求める水準を確認することが望まれます。

## 【第2項】

本条第2項は、第1項で定める精液等の管理に万全を期し、契約の履行を担保する観点から、乙による精液等の保存、利用、廃棄及び譲渡に関する事項の記録義務及び甲が求める場合の当該記録の提示義務を定めるものです。

記録するべき「保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項」とは、すなわち、乙が所持する精液等の「どれを（対象の特定）」、「いくつ（個数）」、保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡しているかの記録であり、乙が契約を遵守していることの確認に資するものです。この趣旨から、本項のために新たな記録帳

簿が必ず必要というものではありません。例えば、業として精液等の販売や注入・移植業務の提供を行う家畜人工授精所においては、既存の取引記録や家畜人工授精簿によって精液等の正当な所持数を明示できればよいこととなります。また、自らの飼養する雌牛に対してのみ注入・移植するために精液等を所有している畜産農家にあっては、精液等の購入元の家畜人工授精所との取引記録や、注入・移植を行った家畜人工授精師等の家畜人工授精簿によって精液等の正当な所持数を明示できればよいこととなります。ただし、この場合にあっても、契約に特別の定めがない限り、記録及び明示の責任は当該畜産農家にあるところとなります。

### 【補足】

本条は、乙が精液等を第三者に譲渡することを念頭において、品質に係る信用の確保や、第3条及び第5条第1項及び第2項の遵守を確認するための手続的な義務を定めるものであり、不正な利用・流出を間接的に抑制するものです。したがって、品質の保全やブランド管理、第3条及び第5条第1項及び第2項の遵守の確認について、特別の約束や手続きを必要としない場合などにあっては、これを規定せず、又は適用しないことについて別に取り決めを交わすことも考えられます。

## 第5条 第三者への譲渡

1. 乙は、家畜人工授精所を開設していない場合は、甲から譲渡された精液等を第三者に譲渡してはならない。ただし、乙が、当該精液等の保存を家畜人工授精所に委託をしている場合は、この限りでない。  
保存を委託している家畜人工授精所の名称 :  
所在地 :  
管理番号 :
2. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、乙と当該第三者間の契約において、この約款により乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない。
3. 乙は、甲が求める場合には、前項に定める第三者への譲渡契約に係る契約書を、甲に提出しなければならない。
4. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該精液等の品質について一切の責任を負うものとする。ただし、当該精液等について、甲の過失があった場合には、この限りでない。

### 【第1項】

本条第1項は、乙が家畜改良増殖法に定める精液等の譲渡に関する要件を満たさない場合には、譲渡された精液等を第三者に譲渡してはならない旨を定めるものです。すなわち、家畜改良増殖法において、家畜人工授精所を開設していない者である場合又は家畜人工授精所に精液等の保存を委託していない場合、精液等は自己の所有する雌畜等に用いることのみ認められており、第三者

に譲渡することは禁止されています。乙が精液等の保存を委託している場合には、具体的な保存委託先を記載することにより、適正な取り扱いがなされることを確認することが可能となります。

## 【第2項】

本条第2項は、乙が、精液等を第三者へ譲渡（有償・無償を問わない）する場合に、この約款によって乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなくてはならないとするものです。すなわち、要約すると、当該第三者には、

- ① 精液等を、国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産若しくは国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産の用に供する家畜受精卵の生産以外に利用してはならないこと（第3条に相当）
- ② 精液等を的確かつ衛生的に管理して品質を保全すること並びに保存、利用、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、甲の求めに応じてこれを報告すること（第4条に相当）
- ③ 家畜人工授精所を開設していない場合又は家畜人工授精所に受精卵の保存を委託していない場合は、受精卵を第三者に譲渡してはならないこと（本条第1項に相当）
- ④ 精液等を別の第三者へ譲渡する場合にあっては、①～⑤の義務を課すこと（本条第2項に相当）
- ⑤ 精液等を別の第三者に譲渡する場合には、当該精液等の品質について一切の責任を負うこと（本条第4項に相当）

の義務が課されることとなります。なお、②の甲への報告義務については、実務的には、甲と乙の取り決めにより、当該第三者による保存等の記録の甲に対する報告の手続きを、第三者にかわって乙が実施することも考えられます。

本項に基づく義務付けは、当該第三者と甲の間で約款についての合意が成立していれば、乙から当該第三者に義務付けを行わずとも達成されることとなり、手続きとして当該第三者が甲に第1条第2項の書面を提出していることの確認で済ませる場合も想定されます。実務的には、第1条第2項の書面提出に対する受領書が発行されているのであればその提示や、乙から甲への照会によることが考えられます。

## 【第3項】

本条第3項は、乙による第2項の義務履行の確認と、第三者との契約の状況把握及び履行管理のため、甲の求める場合における第三者との契約に係る契約書の提出を義務付けるものです。なお、契約書の提出は、甲が特別に求めない限り、原本ではなく写しを提出することによる履行が可能です。

## 【第4項】

本条第4項は、第4条第1項に対応するものとして、乙の責任を規定するものです。

## 【補足】

本条第4項は、乙が精液等を第三者に譲渡することを念頭において、品質に係る責任を課すものであり、不正な利用・流出を間接的に抑制するものです。したがって、品質の保全やブランド管理について、特別な約束を必要としない関係性がある場合などにあっては、これを規定せず、又は適用しないことにつ

いて別に取り決めを交わすことも考えられます。

#### 第6条 精液等の返還

1. 甲は、乙がこの約款に違反していると認めるときは、乙に対し、譲渡した精液等の返還を求めることができる。
2. 前項の場合において、乙は、甲から譲渡された精液等のうち、利用又は廃棄をしたもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。ただし、乙が第5条第2項に違反していない場合には、譲渡をしたものの中の返還は要しない。

#### 【第1項】

本条第1項は、甲が、乙に契約違反があると認めるときには、契約に係る精液等の返還を求めることができることを定めるものです。

#### 【第2項】

本条第2項は、甲が本条第1項の規定による精液等の返還を求める場合には、第5条第2項に違反する第三者への譲渡がその原因となることもあり得ることから、乙が所持する精液等のみならず、乙が第三者に譲渡した精液等についても、乙がこれを回収し、甲に返還する義務を定めるものです。ただし、乙が第5条第2項に違反していない場合にあっては、第三者にも義務が適切に課されていることから、当該第三者に譲渡したものについての回収までは要しないこととしているものです。

#### 第7条 違約金

乙は、第3条又は第5条第1項及び第2項に違反した場合には、甲に対し、違約金として金1000万円を支払わなくてはならない。

本条は、乙が第3条又は第5条第1項及び第2項に違反した場合に、甲に対し違約金1000万円を支払わなくてはならないことを定めるものです。本条による違約金の支払いがあっても、違反について免責となったということではなく、乙は、第6条第2項の甲の求めがあれば、精液等を返還しなくてはなりません。